

モウ点を無くして!

STOP! 冬の転倒災害

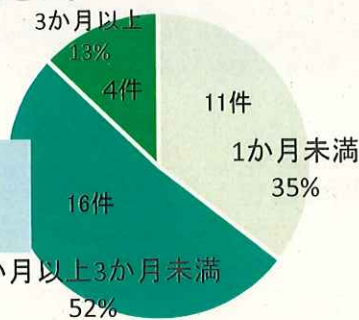


モウテンくん
モ～転ばないの巻

令和2年12月から令和3年2月までの冬季に、福島労働基準監督署管内（以下「当署管内」）において発生した休業4日以上[※]の転倒災害のうち、路面の凍結や積雪を原因とするものが半数以上を占め、31件となっています。

また、転倒災害を軽く考える方がいますが、1か月以上の休業が全体の65%も占め、休業する期間は長期にわたっています。

冬季の転倒災害を防ぐためには、転倒災害の原因を労働者の「不注意」、「気のゆるみ」等で済ませるのではなく、事業場における転倒災害防止活動について**盲点**（見てはいるけど、やっ**て**はいるけど、詰めが甘いポイント）がないか見直しを行い、盲点による転倒災害を防止する対策を実施してください。



1か月以上の休業
が65%を占める

図1 路面の凍結や積雪を原因とする転倒災害における休業日数(令和2年12月～令和3年2月発生)
※休業4日以上[※]の労働災害

転倒災害について、
「不注意」・「本人が悪い」と考える方がいますが・・・

会社として設備や作業方法の改善を行う等により対策を立て、リスクを減らす

盲点を無くして
転倒災害を防止!



1 冬季の転倒災害事例

駐車場で、凍結した箇所に雪が積もっていたため（盲点!）

凍結していることに気が付かず転倒して肩を骨折した。

始業前に雪かきをしたが、終業時の雪かき担当者を決めていなかったために雪かきをしなかった（盲点!）ところ、日中、通路に雪が積もってしまい、通路を歩行中に転倒し、腰を打撲した。

ダンプトラックの荷台に上がって片付け作業中、荷台に溶けた雪が残っていることに気がつかず（盲点!）転倒し、足を骨折した。

事業場敷地の電灯のない場所を歩いていたところ、暗くて見えなかったため凍結箇所が分からず（盲点!）転倒し、腕を骨折した。




福島労働基準監督署



盲点による転倒災害を防止する対策(冬季版)

以下のチェックリスト(冬季版)を活用して、冬季の盲点による転倒災害を防止してください。

チェック項目		チェック結果
1	除雪や融雪剤・砂を散布する担当者を選任し、その担当者の転倒災害防止のために、滑り止めのついた靴・靴用アタッチメントを配布していますか	  <p>滑り止め付き靴の例 靴用アタッチメントの例</p>
2	除雪や融雪剤・砂を散布する①場所、②時間(業務開始前・業務終了直前等)を決めて実施し、その旨(場所等)を労働者全員に周知していますか	
3	駐車場で降車する位置、普段歩行する通路等に散水ホースや滑り止めマット等を設置または除雪や融雪剤・砂散布を行っていますか	   <p>散水ホースの例 滑り止めマットの例(ゴム製) (水草製)</p>
4	毎年決まって凍結する場所や、過去に凍結による転倒災害が発生した場所には、転倒危険個所の旨を掲示して、注意喚起を図っていますか	 <p>厚生労働省「職場のあんぜんサイト」STOP!転倒災害プロジェクトから転倒危険場所の見える化ステッカーをダウンロードしてください</p>
5	除雪機やスコップ等の除雪器具、融雪剤・砂等を十分な数用意し、作業しやすい場所に置いていますか	
6	駐車場、通路について、積雪や凍結の状況がはっきりと見える十分な明るさ(照度)が確保されていますか。	
7	トラックの荷台や作業場所等を作業開始前に点検して、確実に除雪してから作業を行っていますか	
8	積雪や凍結個所では、以下の安全な歩き方をするよう教育していますか	 <p>靴の裏全体で</p>
9	天気予報に気を配り、交通渋滞が予想される場合は早めに行動するよう注意喚起していますか	



福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね!)実施中

準備期間: 令和3年11月1日~令和3年11月30日
 運動期間: 令和3年12月1日~令和4年2月28日

福島労働局では「福島冬季転倒災害防止運動」を実施することとしました。準備期間中に、上記チェックリストを活用して事業場における実施事項を決めて、運動期間中に転倒災害防止活動を実施し、転倒災害を防止してください。